

株式会社エス・ケー・アイに対する報酬（紹介手数料）

記

1. 紹介手数料内訳	決定された理論年収額の 25%相当額 ※消費税別途加算
2. 支払日及び支払方法	紹介した候補者が甲に入職した日を請求日とし、支払日は入職日の翌月末日迄とする。 なお、報酬額は一括払いとし乙の指定する銀行口座へ支払うものとする。 振込手数料は甲の負担とする。 支払期限日が土日祝祭日にあたる場合には、その翌日を支払期限とする。
3. 紹介手数料の返戻	甲が紹介手数料の支払後、採用された候補者の自己都合による退職又は候補者の事由により解雇に至った場合には、乙は受け取った紹介手数料のうち、次の金額を甲に返戻することとする。 返戻する日は、採用された候補者が退職した日から翌月末日に甲の指定口座へ支払うものとする。 (1) 1 ヶ月未満の場合 — 当初受領額の 90 % (2) 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満 — 当初受領額の 50 % (3) 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満 — 当初受領額の 15 % (4) 3 ヶ月以上の場合 — 返金無し 採用された候補者が、甲の事由により退職又は解雇に至った場合、一旦受領した紹介手数料は返却しないこととする。なお、当該退職又は解雇が甲による紹介手数料の支払い前であっても、甲の乙に対する対価支払い債務は消滅しないものとする。

※注釈

「決定された理論年収額」とは、甲が採用する候補者の初年度標準年収をいい、算定方法は、常勤の場合には、基本給、各種手当（当直手当・夜勤手当などの変動的なものは平均値を甲より提示を受けて算出）等で構成される見込み総支給額×12 か月に賞与などの臨時的に支払われるものを加算して算出するものとする。

非常勤の場合には、予定している 1 週間の勤務時間に対する総時給額もしくは 1 週間の予定している勤務曜日に対する総日給額、各種手当（職務手当・賞与・手当等）等で構成される見込み総支給額×52 週に賞与などの臨時的に支払われるものを加算して算出するものとする。

また、非常勤の場合には、乙が紹介した候補者が、勤務を開始した後に、勤務開始日から起算し 2 年未満の間に勤務日数の増加や常勤雇用への変更等があった場合は、甲と乙とで新たに人材紹介に関する基本契約書を締結し、甲は乙に新たに締結した人材紹介に関する基本契約書に基づき、別途紹介手数料を支払うものとする。